

暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第48号

受理年月日 令和2年8月21日

付託年月日 令和2年9月24日

陳情者
.

陳情原文 私たちの病気である網膜色素変性症は、眼球の後方に存在する網膜が異常をきたすことで発症する先天性の進行性疾患です。この病気は、網膜にある二種類の視細胞のうち杆体細胞が先に障害されることにより、照度の低い環境で物が見えにくくなったり（夜盲症）、視野が狭くなる症状から始まり、病気の進行とともに視力が低下し、失明に至る可能性もある疾患です。現在、有効な治療法は見つかっておらず、国の指定難病のひとつとなっています。

多くの患者がこれらの症状で苦しむ状況にあって、HOYA社が開発した暗所視支援眼鏡「MW10」は、夜盲症で困っている患者に、薄暗い環境でも視認可能な明るい視界を提供するものです。その開発には公益社団法人日本網膜色素変性症協会も協力しました。開発初期から、患者がこれを装着することにより、暗くて歩けなかった道を歩けるようになり、非常災害時における避難や患者の就労支援など生活の質を格段に向上させることは明らかでした。

本品は全国販売されることとなりましたが、現在の販売価格が40万円近くとなっており、経済的理由から、必要としている難病患者の手に届きにくい状況があります。

なお、本品は以下に示す日常生活用具の3要件を満たすと考えます。

障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。

障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの。

用具の製作、改良又は開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

江戸川区において、暗所視支援眼鏡「MW10」を日常生活用具として認定していただきたい。